公示送達書

帯広市告示第　　247　　号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び帯広市税条例（昭和25年条例第27号）第17条の規定により、下記の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、政策推進部税務室収納課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和　8年　11月　2日

帯広市長　上野　庸介

送達を受けるべき者	水上　和也
送達する書類	国税徴収法第54条の規定による書類

法の規定により、公示を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。